

「従軍慰安は強制労働」

国家賠償に波及？

ILO専門委員あす報告

国連を舞台に旧日本軍が
関与した従軍慰安婦問題の
論議が高まっているが、国
際人権研究会（会長・本岡



昭次参院議員）は二十三日、元インド最高裁長官で国際労働機関（ILO）専門委員のN・バグワティ氏を招いて研究会を開く。同氏は会の中で「新事実として、売春は労働に当たる」と認定した今年のILO専門家委員会の報告を紹介する。この解釈が一般化すれば、政府が昨年八月、同問題に関する調査結果として慰安婦の「強制連行を公式に認めている」ともあって「慰安行為」はそのままILO関連条約が禁止する強制労働に当たることになり、政府は新たな対応を迫られる。旧日本軍の従軍慰安婦問題と支援者へ今年8月31日・ロイター

題に関しては、さまざまな国の各非政府組織（NGO）が「人道に対する罪」「奴隷からの自由」などの論点から国際法違反として取り上げてきた。強制労働を禁止したILO第二九号条約もその論点のひとつ。ただ、基本となる「慰安行為が労働に当たるのか」に関してはNGO内部や法律家間でも賛否の論議があった。今回発表されるのは、世界の労働状況をチェックするILO専門家委員会の九四年版レポート。この中で、タイの未成年・幼児売春の実情が詳しく述べられており、ギャングやマフィアによって強要されている実態が明記されている。関係者によると、強制労働として売春が取り上げられたのはこのケースが初めて、とい

う。「慰安行為＝労働」という解釈が公の機関で認められたことになり、国際法には時効がないため各国の労働組が正式にILOに訴えれば、従軍慰安婦問題は「強制労働」という観点から厳しく追及されることにもつながる。

同問題に詳しい戸塚悦朗弁護士は「二年ほど前からILO条約違反の論点で研究してきたが、専門家委員会の報告で明示されたなら、すなわち強制労働といえることになる。国の責任も明確になると思う」としている。

女性保護疑惑めぐり
事実関係調査を要求
比最大与党

【マニラ21日共同】日本で働くフィリピン人女性の保護活動をめぐり、日本駐在フィリピン大使館員の越権行為や業者との癒着などが指摘されている問題で、フィリピンの最大与党「ラカス・NUCD」は二十一日、東京の大使館と神戸の領事館の労働担当官一人を

る。また本岡会長も「国は賠償問題は解決済みという姿勢を崩さないが、非人道的な行為を受けた個人がいるという事実は明白。役人は逃げの一手で済ませようとするが、それは許されない」と話す。これに対して外務省は「手元に資料はなく、何もコメントできない」（地域政策課）としている。

研究会は二十三日午後一時半から、東京都千代田区の総評会館で「慰安婦・強制連行とILO第二九号条約がタイトル。問い合わせは国際人権研究会（03・3508・8502）まで。

知事会など地方6団体
「分権推進」内閣に意見
国の領域、16項目に限定
防衛、外交、内務

民間人加えた規制緩和
作業部会設置は消極的
山口総務庁長官

経団連（豊田章一郎会長）の政改革推進委員会は二十一日、京都内のホテルで山口鶴男総務長官ら総務庁幹部と懇談会を開き、規制緩和と推進五カ年計画の度内策定に向け、民間人を含めた作業部会を設置するよう求めた。

減反拡大を不承不覚

農水省幹部 今年の豊作で

農水省幹部は二十一
一九九六年産米の減反
を受けて今年（一九九
を見下ろす（一九九

解されておき、米作農家の反発も予想される。一方、九六年産米からは生産者の自主的判断を尊重する新制度に転換するが、その弾力的な運用のため、水田に水を張った状態での休耕なら減反面積に加えるなど、こ

域の主体性を基本とするが、国が目標を設定して必要に応じて公的な調整も行う②コメ備蓄は複数年にまたがる「棚上げ」方式で

「原発燃料、各国独自で」